



三重県公報

平成22年12月7日（火）

第 2247 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
49	三重県小売物価統計調査規則の一部を改正する規則	(統 計 室)	2
告 示			
658	平成22年度クリーニング師試験の実施	(薬 務 食 品 室)	2
659	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 社 会 室)	3
660	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	3
661	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	3
662	障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障 害 福 祉 室)	4
663	三重県港湾施設管理条例施行規則の規定による立入りを制限する水域の指定	(維 持 管 理 室)	4
選 管 告 示			
102	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(選挙管理委員会)	4
103	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	5
104	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び異動の届出	(同)	5
105	政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	5
106	政治団体の平成21年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	6
107	政治団体の平成19年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	6
108	政治団体の平成18年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	7
公 告			
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO室)	7

規 則

三重県小売物価統計調査規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年十二月七日

三重県知事 野呂昭彦

三重県規則第四十九号

三重県小売物価統計調査規則の一部を改正する規則

三重県小売物価統計調査規則（昭和三十六年三重県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「調査票について」を「調査票を」に、「当該調査票を市町の長を経由して、調査の日が月の上旬に係るものにあつては当該調査の日の属する週の翌々週の金曜日までに、調査の日が月の中旬又は下旬に係るものにあつては当該調査の日」を「毎月二十二日」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 658 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 22 年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成 22 年 12 月 7 日

三重県知事 野呂昭彦

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
平成 23 年 2 月 10 日（木）	学科試験 午前 9 時 30 分から正午まで	津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県吉田山会館 2 階 206 会議室
	実地試験 午後 1 時から午後 4 時まで	津市新東町 826 番地 三重県クリーニング業生活衛生同業組合会議室

2 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能

3 受験資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

(1) 受付期間

平成 23 年 1 月 4 日（火）から同月 14 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(2) 受付場所

県内居住者は居住地又は業務地を所管する保健福祉事務所又は四日市市保健所、県外居住者は県内の最寄りの保健福祉事務所若しくは四日市市保健所又は三重県健康福祉部薬務食品室

(3) 提出書類

ア 受験申込書（クリーニング師試験受験申込書）

イ 履歴書

ウ 学校教育法第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であることを証明する書類（写しを提出する場合は、原本も同時に持参してください。）

エ 写真（縦7cm横6cmで、受験申込前6月以内に正面・上半身・脱帽で撮影したもの）

オ 氏名を変更した者については戸籍抄本

カ 受験手数料 7,000 円（三重県収入証紙によることとします。）

5 受験についての問い合わせ先

各保健福祉事務所若しくは四日市市保健所又は三重県健康福祉部薬務食品室

三重県告示第 659 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成22年12月7日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止 年月日	サービスの 種類
2472700315	優心ホームヘルプサービス	多気郡多気町相可清用 寺 364 番地 1	有限会社 優心	平成 22 年 10 月 31 日	訪問介護
2472700455	優心デイサービスセンター	多気郡多気町荒蒔前出 184 番地 1	特定非営利活動法人 優心	平成 22 年 10 月 31 日	通所介護
2470800869	第三藍ちゃんの家	伊勢市宮町 21-8-19	特定非営利活動法人 ときわ会 藍ちゃんの家	平成 22 年 10 月 31 日	通所介護
2470300324	株式会社 松永製作所 鈴鹿事業所	鈴鹿市寺家 5-9-9	株式会社 松永製作所	平成 22 年 10 月 31 日	福祉用具 貸与
2470300324	株式会社 松永製作所 鈴鹿事業所	鈴鹿市寺家 5-9-9	株式会社 松永製作所	平成 22 年 10 月 31 日	特定福祉 用具販売

三重県告示第 660 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成22年12月7日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止 年月日	サービスの 種類
2470700945	指定居宅介護支援事業 所 あんず	松阪市丹生寺 2-4	有限会社 あんず	平成 22 年 10 月 31 日	居宅介護 支援
2470502127	ヘルスケア指定居宅支 援事業所	津市寿町 8 番 18 号	特定非営利活動法人 21 健康生きがいネット ワーク	平成 22 年 11 月 30 日	居宅介護 支援

三重県告示第 661 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成22年12月7日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止 年月日	サービスの 種類
2472700315	優心ホームヘルプサービス	多気郡多気町相可清用 寺 364 番地 1	有限会社 優心	平成 22 年 10 月 31 日	介護予防 訪問介護
2472700455	優心デイサービスセンター	多気郡多気町荒蒔前出 184 番地 1	特定非営利活動法人 優心	平成 22 年 10 月 31 日	介護予防 通所介護
2470300324	株式会社 松永製作所 鈴鹿事業所	鈴鹿市寺家 5-9-9	株式会社 松永製作所	平成 22 年 10 月 31 日	介護予防 福祉用具 貸与

2470300324	株式会社 松永製作所 鈴鹿事業所	鈴鹿市寺家 5-9-9	株式会社 松永製作所	平成 22 年 10 月 31 日	特定介護 予防福祉 用具販売
------------	---------------------	-------------	------------	----------------------	----------------------

三重県告示第 662 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 22 年 12 月 7 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2410100032	株式会社日本エ ルダリーケアサ ービス	東京都世田谷区 太子堂二丁目16 番5号	にじのさと桑名 サービスセンタ ー	桑 名 市 東 方 1529-1ハイツア ザレア302号	重度訪問介護	平成22年 12月1日

三重県告示第 663 号

三重県港湾施設管理条例施行規則（昭和 48 年三重県規則第 32 号）第 6 条の 2 第 1 号の規定により、立入りを制限する水域を次のとおり指定します。

平成 22 年 12 月 7 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

次の国際埠頭施設を利用する国際航海船舶の周囲 30 メートルの泊地
津松阪港中央埠頭岸壁

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 102 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき告示します。

平成 22 年 12 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
紀宝町を健康で元気にする会	鈴 木 清 美	鈴 木 清 美	南牟婁郡紀宝町鶴殿 2205-1	
政 治 結 社 壮 志 会	小 西 淳 雄	西 村 孝 充	津市上浜町 6-224-96	
東 た か お 後 援 会	野 村 勉	松 場 豊 和	北牟婁郡紀北町紀伊長 島区東長島 866-2	
平岡よしとか元気づくり楽食 楽動会	平 岡 令 孝	平 岡 美嘉子	松阪市嬉野算所町 505	
的 場 孝 一 後 援 会	莊 司 浩 規	的 場 敏 敦	南牟婁郡紀宝町成川 532	
山 口 よ し ゆ き 後 援 会	山 口 善 之	山 口 小百合	鈴鹿市東磯山 4-20-10	
山 本 精 一 後 援 会	中 口 晴 夫	川原田 祥 悟	南牟婁郡紀宝町鶴殿 544-2	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧	備考
自由民主党尾鷲市支部	会計責任者	嶋 本 満	上 村 隼 右	政党

自由民主党三重県参議院選挙区第一支部	主たる事務所の所在地	津市桜橋 2-118	四日市市智積町 5921	政党
おのぎき耕平後援会	主たる事務所の所在地	津市桜橋 2-118	四日市市九の城町 1-12	
幸福実現党伊勢後援会	主たる事務所の所在地	伊勢市一色町 1536	伊勢市常磐 2-12-30	
幸福実現党三重県本部	主たる事務所の所在地	津市安濃町草生 2008	伊勢市常磐 2-12-30	
日本薬業政治連盟三重県支部	会計責任者	岩野和弘	煤村幸雄	
にゅーらいふの会	政治団体の名称	にゅーらいふの会	にゅーらいふ友の会	
彦坂きみゆき後援会	政治団体の名称	彦坂きみゆき後援会	彦坂公之後援会	

三重県選挙管理委員会告示第 103 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき告示します。

平成 22 年 12 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

政治団体の名称	解散年月日	備考
大原忍後援会	平成 22 年 10 月 25 日	
鈴木学後援会	平成 20 年 4 月 1 日	
水野ゆきお励ます会	平成 22 年 11 月 10 日	

三重県選挙管理委員会告示第 104 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第 3 項の規定による資金管理団体の異動の届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき告示します。

平成 22 年 12 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 資金管理団体の指定

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
平岡令孝	県議会議員	平岡よしとか元気づくり楽食楽動会	松阪市嬉野算所町 505	平岡令孝

2 資金管理団体の異動

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
鈴木健一	鈴木健一後援会	公職の種類	市長	市議会議員
彦坂公之	彦坂きみゆき後援会	政治団体の名称	彦坂きみゆき後援会	彦坂公之後援会
彦坂公之	彦坂きみゆき後援会	公職の種類	県議会議員	市議会議員

三重県選挙管理委員会告示第 105 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 22 年 12 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

大原忍後援会

報告年月日 平成 22 年 10 月 26 日

1 収入総額	299,468 円
前年繰越額	1,000 円
本年収入額	298,468 円

2	支出総額	298,468 円
3	差引額	1,000 円
4	収入の内訳	
	寄附	298,468 円
	個人分	298,468 円
5	支出の内訳	
	経常経費	298,468 円
	光熱水費	27,134 円
	事務所費	271,334 円
6	寄附の内訳	
	(個人分)	
	大原 忍	298,468 円 伊勢市

鈴木学後援会

報告年月日 平成 22 年 10 月 6 日

1	収入総額	0 円
	前年繰越額	0 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	差引額	0 円

水野ゆきお励ます会

報告年月日 平成 22 年 11 月 11 日

1	収入総額	599,052 円
	前年繰越額	599,052 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	差引額	599,052 円

三重県選挙管理委員会告示第 106 号

政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 21 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 22 年 12 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

小川まみとまちづくりの仲間たち

報告年月日 平成 22 年 10 月 25 日

1	収入総額	47,424 円
	前年繰越額	47,424 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	翌年への繰越額	47,424 円

三重県選挙管理委員会告示第 107 号

政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 19 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 22 年 12 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

鈴木学後援会

報告年月日 平成 22 年 10 月 6 日

1	収入総額	0 円
	前年繰越額	0 円
	本年收入額	0 円

2	支出総額	0 円
3	翌年への繰越額	0 円

三重県選挙管理委員会告示第 108 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 18 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 22 年 12 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

鈴木学後援会

報告年月日 平成 22 年 10 月 6 日

1	収入総額	0 円
	前年繰越額	0 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	翌年への繰越額	0 円

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成 23 年 1 月 29 日まで縦覧に供します。

平成 22 年 12 月 7 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 申請のあった年月日
平成 22 年 11 月 29 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 多気優心
 - (2) 代表者の氏名
野村 勝彦
 - (3) 主たる事務所の所在地
多気郡多気町相可 364 番地 1
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者が地域での自立をめざし健全かつ健康的な生活が営めるように支援すると共に、障害者及び障害者の家族に対しても福祉や生活に関する事業を行い、誇りと尊厳を持ちながら安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め、障害者及び高齢者の福祉に増進し寄与することを目的とする。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>